

〔別紙〕

様式1

事業報告書

(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人社団アップル歯科クリニック
 ① 財團 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
 ② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
 ■ その他
 ③ 基金制度採用 基金制度不採用
 注) ①から③のそれぞれの項目(③は社団のみ。)について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)
- (2) 事務所の所在地 兵庫県明石市大久保町高丘三丁目3番1号
 注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。
- (3) 設立認可年月日 昭和・平成 令和22年3月19日
- (4) 設立登記年月日 昭和・平成 令和22年4月 6日
- (5) 役員及び評議員

	氏名	備考
理事長		
理事		
同		
同		
同		
同		
監事		
同		
評議員		
同		
同		

- 注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
 2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者であることを記載すること。(医療法第46条の5第6項参照)
 3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第46条の4第1項参照)

2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
病院				一般病床 床 療養病床 床 [医療保険 床] [介護保険 床] 精神病床 床 感染症病床 床 結核病床 床
診療所	明石アップル歯科	283 20,0322,8	明石市大久保町高丘 3-3-1	
	加古川アップル歯科	283 22,0259,8	加古川市平岡町土山 909-33	
	三宮アップル歯科	283 51,0512,9	神戸市中央区琴ノ緒町 5-2-2 三信ビル 301	一般病床 0床 療養病床 0床
	アップル歯科 尼崎駅前	283 30,0801,0	尼崎市長洲本通 1-4-18 グリオーネ 101	[医療保険 0床] [介護保険 0床]
	梅田アップル歯科	41-08380	大阪市北区芝田 2-1-21 大阪高橋ビルディング 5階	精神病床 0床 感染症病床 0床 結核病床 0床
	なんばアップル歯科	94-07217	大阪市中央区難波千日前 15-15BREAVE 難波 503号	
	枚方くずは アップル歯科	24-05002	枚方市楠葉花園町 14-1 京阪くずは駅ビル 2階	
	アップル歯科 伊丹駅前	283 33,0284,3	伊丹市西台 1-1-1 伊丹阪急駅ビル 4階	
	アップル訪問歯科	283 51,0566,5	神戸市中央区琴ノ緒町 5-2-2 三信ビル 603号	
介護老人保健施設				
介護医療院				

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務 (社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務)

種 類	実 施 場 所	備 考

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

- 令和 5年 4月 10日 定款の変更と理事選任の承認
- 令和 5年 5月 28日 令和4年度決算の決定
- 令和 5年 11月 1日 定款の変更と理事選任の承認
- 令和 5年 11月 10日 定款の変更
- 令和 6年 2月 14日 診療所の移転と理事選任の承認
- 令和 6年 2月 28日 令和6年度の事業計画及び収支予算の決定
- 令和 6年 3月 31日 理事、監事の選任、辞任の承認

注) (5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

- 注) 医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。
医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

- 注) 1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。
2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

令和 5年 8月 3日 アップル歯科伊丹駅前開設許可
令和 5年 9月 1日 アップル歯科伊丹駅前開設
令和 5年 12月 25日 アップル訪問歯科開設許可
令和 6年 1月 1日 アップル訪問歯科開設

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

注) 全ての指定内容について記載しても差し支えない。

(9) その他

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。（任意）

法人名 医療法人社団アップル歯科クリニック
 所在地 兵庫県明石市大久保町高丘三丁目3番1号

※医療法人整理番号 0 1 6 5 9

財産目録

(令和6年3月31日現在)

1. 資産額	1,503,311 千円
2. 負債額	883,076 千円
3. 純資産額	620,235 千円

(内訳)

(単位:千円)

区分	金額
A 流動資産	891,611
B 固定資産	611,700
C 資産合計 (A+B)	1,503,311
D 負債合計	883,076
E 純資産 (C-D)	620,235

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

千円未満の端数処理のため、金額の合計と内訳が一致しないことがある。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に貸借))

建 物 (□ 法人所有 ■ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に貸借))

法人名 医療法人社団アップル歯科クリニック

所在地 兵庫県明石市大久保町高丘三丁目3番1号

※医療法人整理番号 0 1 6 5 9

貸 借 対 照 表

(令和6年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	891,611	I 流動負債	205,178
II 固定資産	611,700	II 固定負債	677,897
1 有形固定資産	483,249	(うち医療機関債)	
2 無形固定資産	10,623	負債合計	883,076
3 その他の資産 (うち保有医療機関債)	117,827	純資産の部	
		科目	金額
		I 基金	8,050
		II 積立金 (うち代替基金)	612,185
		III 評価・換算差額等	0
		純資産合計	620,235
資産合計	1,503,311	負債・純資産合計	1,503,311

千円未満の端数処理のため、金額の合計と内訳が一致しないことがある。

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とともに、代替基金の科目を削除すること。

法人名 医療法人社団アップル歯科クリニック

※医療法人整理番号 0 1 6 5 9

所在地 兵庫県明石市大久保町高丘三丁目3番1号

損 益 計 算 書
(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)

(単位:千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	2,314,516
2 事業費用	2,148,443
本来業務事業損失	166,073
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業損失	0
事業利益	166,073
II 事業外収益	57,387
III 事業外費用	10,515
経常利益	212,945
IV 特別利益	10,391
V 特別損失	3,807
税引前当期純利益	219,530
法人税等	55,330
当期純利益	164,200

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

3. 千円未満の端数処理のため、金額の合計と内訳が一致しないことがある。

様式11-7

法人名 医療法人社団アップル歯科クリニック
 所在地 兵庫県明石市大久保町高丘三丁目3番1号

※医療法人整理番号 0 1 6 5 9

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1)法人である関係事業者

種類	名称	所在地	資産額 (千円)	事業の内 容	関係事業 者との関 係	取引の内 容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2)個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業 者との関 係	取引の内 容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注) 1 関係事業者ごとに記載すること。
 2 種類は医療法施行規則第32条の6に定める関係事業者のうち該当する関係を記載する。

近親者である場合には経柄を記載する。
 3 次に定める取引については上記の注記を要しない。

イ 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性格からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引。
 口 役員に対する報酬、賞与及び退職慰労金の支払い

4 該当する取引がない場合には「該当なし」と記載する。

1659

様式6

監事監査報告書

医療法人社団アップル歯科クリニック

理事長 吉見 哲朗 殿

私は、医療法人社団アップル歯科クリニックの令和5会計年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和6年5月11日

医療法人社団アップル歯科クリニック

監事 鳥越 理美子

（注1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注2）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」とし、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。